

PFI事業に係る実施方針の策定の見通し（令和8年度）

令和8年6月
大阪市

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定により、PFI事業に係る実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を 策定する時期
新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称） 整備・運営事業	事業契約締結日から 令和30年3月31日まで	PFI事業者は、新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）の設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務を実施する。	大阪市	令和8年7月（予定）